

上田市の自治の基本原則等を定める条例「中間報告」パブリックコメント

実施期間：平成 22年 6月 16日（水）から 7月 15日（木）まで

設置場所：市内 17 箇所（上田市役所本庁舎、丸子地域自治センター、真田地域自治センター、武石地域自治センター、豊殿地域自治センター、塩田地域自治センター、川西地域自治センター、中央公民館、西部公民館、城南公民館、上野が丘公民館、塩田公民館、川西公民館、丸子公民館、丸子文化会館、真田中央公民館、武石公民館）

受付数：4

意見数：7

番号	項目	意見内容	採否	検討委員会の考え方
1	条例制定について	条例と聞くと、拒否反応を示す事が多いと思う。市民にうまく伝わるように良い方法を考えてもらいたい。	採用	この条例は、まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、まちづくりの基本原則を定め、まちづくりの主体である市民・地域コミュニティ・市議会・市が共有し、市民協働によるまちづくりを行うことを目的とした重要なものであるため、規則や要綱ではなく、条例という形式が最もふさわしいと考えます。 条例制定後は、このまちづくりのルールを、特色ある地域づくりを行っていただくための市民の皆さんのツールとして生かしていただくよう市民懇談会や出前講座等、様々な機会を設けて周知していきたいと考えます。
2	条例全般について	上田市が目指す「地域内分権」と自治基本条例の必要性、上田市の総合計画と自治基本条例の関係が、上手にまとめられており、これらの項目が具体的に実行されたとき、「地方分権の時代」を迎えることができると思う。	採用	ご意見のとおり、この条例で掲げた「地域内分権」を推進するためには、この条例が制定された後、速やかに現状を把握し、必要な体制を整備することが必要と考えます。

3	条例全般について	<p>市民の主体性を支える力になるのは、「第 3 章市民」「第 4 章情報共有」の具体化だと思う。特に「市民の責務」と「情報公開」は市民（住民）自らが主役となる大切な部分である。今までの「モノ取り要求型」「反対運動型」でなく、積極的に市の政策・計画に参画して立案する近代的市民（住民）に脱皮することが大事だ。情報公開は、市民（住民）が市政参加の前提だ。</p> <p>「プライバシー保護」「知る権利」、そして「不服申し立て」のバランスをどう保っていくのか、今後の課題。住民参加の「公開懇談会」を開き、議論をするのはどうか。</p>	採用	<p>この条例は、作ることが目的ではなく、作った後、まちづくりの主体である市民、地域コミュニティ、市議会、市がそれぞれ役割と責任を自覚し、互いを尊重し合うことで、より良い自治を進めていくことが重要と考えます。</p> <p>これからの上田市のまちづくりを行っていくにあたり、この条例では、「人権尊重」「参加」「協働」「情報共有」の4つを基本原則として掲げています。また、その大前提として、「市民が主権者」であることを、謳っています。</p> <p>また、市議会及び市は、市民の求めに応じて原則として情報を公開することとしていますが、併せて個人情報につきましても、取り扱いに注意し、適正に取り扱うよう規定しました。「公開懇談会」の開催につきましては、具体的な要望として受けさせていただきます。</p>
4	前文について	<p>条文は、他の条例や法令との整合性を図るため、厳格な文言が使われ、論理的な表現になる。また、前文も、条例の一部であり、法規範性を持つとすれば、必然的に論理的な文章にならざるを得ないが、一方で、前文は、条文解釈の重要な基準ともなるとされる。そこで前文は、もう少し日本語の特性を生かした文学的、情緒的、あるいは詩的な表現にしてもいいのではないか。</p>	不採用	<p>前文は、上田市民が読み、上田市の良さを再確認していただくとともに、市外の方が読んでも、上田市の概要が正しく理解できるよう配慮しました。</p> <p>また、これからの時代を担う子どもたちにも分かりやすい表現としました。</p>

5	前文について	<p>上田市民憲章の第1項に記されている自然重視の考え方に共感する。しかし、前文の初め3行に自然について触れられているが、この表現に懸念を感じるので、実効力のある自然保護政策を明確に打ち出した文言になるよう改めてもらいたい。</p>	不採用	<p>この条例は、市民協働によるまちづくりを行う上での理念を掲げる条例ですので、具体的な政策につきましては明らかにしていませんが、自然環境の保護と環境の保全は、まちづくりを進めていく上での大前提となるものと考えております。</p> <p>本市におきましては、良好な自然環境の保全を推進することで、未来に誇りうる「自然環境共生都市」を実現するために、上田市環境基本条例(平成19年3月30日施行)を制定し、上田市環境基本計画を立て、それに則して様々な政策を進めていますので、自然環境の保護等につきましては、引き続きこちらで対応をしていきたいと考えています。</p>
6	用語について	<p>条文中に出てくる「地域」という用語が、多様な意味で使われ、分かりにくいので、明確に定義したほうが良い。</p>	不採用	<p>ご指摘のとおり、「地域」という用語で異なる概念(範囲)が想定されていますが、「地域コミュニティ」や「地域内分権」など定義付けできる用語については規定をさせていただきました。</p>
7	条例の改廃について	<p>自治基本条例の改廃について規定がない。改廃の要件が他の条例と同じ(出席議員の過半数、市民の直接請求権)だとしても、「自治」の理念が再確認できることを踏まえ、条例の文言に掲げたほうがよい。また、自治体の最高規範であることから、改廃の要件を他の条例よりも厳格にしたほうがよい。</p>	不採用	<p>条例の改廃につきましては、この条例が理念条例であることから、改廃の要件を規定していません。ただし、見直しについては、第2章「条例の位置づけ・見直し」の中で、条例制定後、5年を超えない期間ごとに、社会情勢を踏まえたうえで実施することとし、また、見直しの際には、市民の意見が反映するための措置をとることで、改廃の要件を限定することなく、時代に則して柔軟に対応できるよう見直し要件に留めています。</p>